

重 点 要 望

令和 6 年11月20日

全 国 町 村 長 大 会

重 点 要 望

令和7年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化に関すること

(1) 東日本大震災からの復興が完了するまでの国による万全な措置

「第2期復興・創生期間」においても、引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、「基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。

また、復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長を行うに当たっては、復興事業の着実な実施に影響を及ぼすことがないように、国は責任を持って復興・復旧に要する財源を確実に確保すること。

(2) 原子力災害対策の徹底

東京電力福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制・防災対策について万全を期すこと。

また、ALPS処理水の海洋放出による風評を発生させないように、農林水産業や観光業をはじめ、幅広い業種に対する万全な風評対策に責任をもって取り組むとともに対策の効果などを確認し、支援内容の見直しや追加対策を柔軟に講じること。

(3) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興対策

被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、財政基盤が脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建に向けて、国による強力な支援が不可欠であることから、補助制度の創設・拡充

や地方負担に対する交付税措置の拡充をはじめとする支援措置を講じること。

特に、被災者に対する仮設住宅等の速やかな提供や住宅再建に対する支援、道路や上下水道など社会インフラの早期復旧、医療・福祉従事者の確保、農林水産業・観光業・伝統産業など地域産業・地域経済の早期復興に向けた十分な支援措置を講じること。

(4) 集中豪雨・台風・地震等による大規模災害からの復旧・復興

被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

また、災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

なお、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

さらに、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。

(5) 国土強靱化に関する施策の推進

国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、国土強靱化基本法を踏まえ、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

(6) 全国的な防災・減災事業への十分な財政措置

- ① 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充し、事業期間の延長を図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- ② 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、事業期間の延長を図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

2. 地方創生の推進に関すること

- (1) 「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」等の取組を検証し、更に東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

特に地域内において生業が可能となる産業の振興に国を挙げて強力に取り組むこと。

また、都市と地方の所得格差の是正を図るとともに、関係人口の創出など都市と農山漁村が共生する取組に対する支援を行うこと。

- (2) 地方創生の交付金については、更なる制度の拡充や取扱いの弾力化など、地域の実情に配慮し一層使い勝手の良いものとし、その規模を拡充すること。

3. 町村自治の確立に関すること

- (1) 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。特に、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守し、既存の計画についても統廃合等の見直しを進めるとともに、関連する計画等の一体的な策定や上位計画への統合など、地方公共団体の判断による計画体系の最適化を実効性のあるものにする。

- (2) 地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。

ただし、住民等への給付金等の支給事務のように、やむを得ず地方公共団体の自治事務として実施する場合には、地方公共団体の過大な負担とならないよう、早期にスケジュールや支給対象、支給方法について明示するなど、地方の意見を十分に踏まえた制度設計とすること。

- (3) 新たに地方自治法に規定された「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」における、国による普通地方公共団体への指示については、地方自治の本旨に則り、あくまで想定外の事態に対応する補充的なものとし、安易な行使は絶対に行わないこと。また、行使される状況にあっても、地方と協議の上、現場の実情を適切に踏まえた措置とし、その範囲は必要最小限とするとともに、国の責任において財政措置を行うこと。

- (4) 地方公務員の地域手当は、国家公務員と同様の見直しとする方針が示され、支給地域について都道府県単位を基本とすることにより近隣市町村間の支給割合の差の縮小が図られているが、地域によってはなお差が生じており、人材確保等に支障が生じるおそれがあるため、支給割合の差の在り方について更なる検討を早期に行うこと。

4. 地方税財政に関すること

- (1) 地方交付税等の一般財源総額確保

人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに、地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「デジタル田園都市国家構想事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う委託

費の増加や金利上昇を踏まえた公債費の増加に加え、人事院勧告に準じた給与改定等を実施するための財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

(2) 令和7年度以降の地方一般財源総額については、令和6年度地方財政計画を下回らない水準を確保すること。

(3) 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

(4) ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、市町村において極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を断固堅持すること。

5. 地域のデジタル化の推進に関すること

(1) 専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。

(2) 町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。

また、各町村においてシステムの整備状況等置かれている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、町村の意見を丁寧に聴き、移行期限を含め、それぞれの町村の状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

なお、一部のシステムのみ移行困難とされた町村については、効率的な移行を行うため、移行期限について柔軟な対応を行うこと。

- (3) 情報システムの更改に係る費用、クラウド化を行う際のデータ移行に係る費用のほか、システムの移行に係る新たな経費、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費については、国の責任において確実に措置すること。

特に、システム移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、上限額が必要額に達していない町村もあることから、国として必要な額を把握し、国の責任において確実に措置すること。

また、移行困難システムとして認定を受け、令和8年度以降にシステム移行を行う場合においても、同様の措置を講じること。

- (4) ガバメントクラウドへの移行により、現行よりもコストが上昇することのないよう、ガバメントクラウド接続に係る経費、通信回線費等関連する経費について、十分な財政支援を行うこと。

特に、ガバメントクラウドの利用料については、その趣旨からも、可能な限り低額に設定するとともに、長期契約割引や大口割引等による費用低減効果が十分に発揮されるまでの間は、全額国負担とする等の対策を講じること。

また、ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する町村に対しても、十分な財政支援を行うこと。

- (5) デジタル行財政改革における新たに共通化すべき業務システムを検討する際には、既存の業務・システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。その際、20 業務の標準準拠システムへの移行（進め方、費用、調整コスト）に対する十分な検証を行った上で検討を行うこと。

6. 脱炭素社会等の推進に関すること

- (1) 豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。

- (2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみな

らず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。

- (3) 全国的に更新時期を迎えている廃棄物処理施設の整備に関し、循環型社会形成推進交付金については、予算不足による事業の先送りなど、町村の計画的なごみ処理計画に支障が生じることがないように、当初予算において所要額を確実に確保すること。

7. 地域医療、介護保険制度及び国民健康保険に関すること

- (1) 条件不利地域等町村部において、医療・介護等の専門人材の確保が困難となっていることから、職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。
- (2) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。
- (3) 医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引揚げ等が、地域医療の崩壊を招かないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。
- (4) 介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任をもって財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (5) 先般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支

援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

- (6) 国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

- (7) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、健康保険証の廃止に伴い発生する追加的な事務に対して、財政措置を含めた必要な支援を講じること。

また、住民が混乱なく安心して保険診療を受けることができるよう、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び広報の周知徹底を図るとともに、守られるべき保険診療の機会が損なわれることのないよう、十分な対策を行うこと。

8. 少子化対策とこども・子育て政策の推進に関すること

- (1) 全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合には必要な財源の確保を行うこと。

また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

- (2) 「こども未来戦略」に示されたこども・子育て政策の強化に係る各種施策の具体的な制度設計に当たっては、地域の実情に即した施策を実現するため、現場を担う市町村の意見を十分反映させること。

- (3) 学校給食費の無償化については、給食実施状況の違いや法整備面も含めた課題の整理を丁寧に行い、財源を含め具体的方策を検討すること。

- (4) 「こどもまんなか実行計画」に基づく具体的な施策を推進する際は、地域間格差が生じないように、地域の実情等を踏まえ、実施主体とな

る市町村に対し人的支援、財政支援など必要な支援を行うこと。

- (5) 地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実など、一層の人材確保に取り組むこと。

9. 地域共生社会の実現に関すること

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、国は十分な予算額を確保するとともに適切な支援措置を講じること。

10. 教育施策等の推進に関すること

- (1) 地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

- (2) GIGA スクール構想を推進する際の、ICT 機器の保守管理や通信費等のランニングコスト及び学習用ソフトウェア等の導入費用について、財政支援を講じること。

- (3) 質の高い教師の確保のための環境整備については、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進すること。

なお、長時間労働の解消をはじめとした教師の働き方改革については、地方の教師不足による教育の質の低下につながることをように慎重に取り組むこと。

- (4) 学校部活動の在り方等の検討については、指導者確保が困難など各地域の事情や課題等について、実証事業を通じて十分に検証を行うとともに、現場の意見等を十分踏まえ、どの地域においても部活動が円滑に実施できるよう生徒の立場に立った制度設計を行うこと。

11. 農林水産業に関すること

- (1) 新たな食料・農業・農村基本法に基づく次期基本計画の見直しに当たっては、「産業政策」と「地域政策」が車の両輪であることを堅持するとともに、「地域政策の総合化」を着実に推進すること。

また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けるとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。

- (2) 食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、関係予算の増額等将来を見据えた万全の対策を講じること。

- (3) 地域計画の策定については、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要であるため、中長期的な視点に立った支援措置を継続すること。

- (4) 水田活用の直接支払交付金等については、生産現場の課題等を把握し、就農意欲低下や耕作放棄地の増加につながることをないように、現場の課題を十分に検証した上で、実態に即した運用を図り、所要額を確保するとともに、情報の周知と丁寧な説明を徹底すること。

- (5) 畜産・酪農農家の離農が相次いでいることから、担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。

また、生乳の安定的な生産と、輸出拡大も含めた牛乳乳製品の需要・消費拡大の実現に向けた対策の充実強化、酪農経営を維持するため、合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への理解醸成を図ること。

- (6) 人口減少下にあっても、地域社会が維持できるよう、中山間地域等直接支払制度の継続・拡充、農山漁村発イノベーションの推進等、中山間地域の再生・持続に向けた取組を強化すること。

また、農業生産基盤の確保等を図るため、多様な担い手の確保・育成及び多様な農業者に対する支援を強化すること。

(7) 中山間地域等直接支払制度における集落機能強化加算については、営農活動と集落機能の維持は不可分であることから、今後も継続すること。

(8) 令和7年3月末で期限を迎える「山村振興法」については、山村地域の振興・発展を図るため不可欠であることから延長すること。

(9) 2050年カーボンニュートラルに寄与する林業・木材産業のグリーン成長を実現し、山村の活性化を図るため、「森林・林業基本計画」に基づいた各施策を着実に推進し、十分な支援を行うこと。

また、人口減少や高齢化等に伴う担い手不足や新規就業者の定着率の低下を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講じること。

(10) 「水産基本計画」及び「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理、水産業の成長産業化、漁村の活性化や漁業者の所得向上に向けた取組を着実に実施すること。

また、漁業安定対策の強化と漁業の担い手の育成、確保、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。

(11) 海や漁村の地域資源や漁港の活用による「海業」を積極的に推進し、持続的な発展を図ること。

(12) 農林水産公共予算については、必要な財源を確保すること。

12. 国土政策に関すること

(1) 社会資本の整備等の推進

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。

さらに、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援や財政措置を充実強化すること。

（２）地域公共交通の維持・確保

町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通の確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

特に、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等については、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組に対する財政措置を含めた支援を充実強化すること。

また、地域の鉄道のあり方について再構築協議会により検討を行う場合には、影響を受ける地方自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を確保すること。

（３）建設費の補助単価等の引上げ

近年、建設費の高騰等が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼすことのないよう、補助率、補助単価等について実態に即した機動的な引上げを継続的に行うこと。

（４）半島振興法の延長

半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、国土の均衡ある発展に資するため、令和６年度末に法期限を迎える半島振興法を延長し、更なる充実について特段の配慮をすること。

